

## 平成30年11月の職種・作業の追加に伴う計画変更認定について

平成30年11月12日、13日、16日に、移行対象職種・作業として農産物漬物製造職種・農産物漬物製造作業、リネンサプライ仕上げ職種・リネンサプライ作業、医療・福祉施設給食製造職種・医療・福祉施設給食製造作業がそれぞれ追加されたところです。

非移行対象職種で第1号技能実習を終えた者が、第2号技能実習に移行することは認められませんが、今回追加された職種・作業と類似の非移行対象職種・作業に係る技能実習を実施中の場合等においては、追加された移行対象職種・作業への変更を認めます。必要な方におかれましては、変更認定申請を行ってください。

※ なお、上記移行対象職種追加日から、平成31年4月26日までの間を経過措置期間とし、当該期間中に技能実習計画期間が終了した又はする者については、変更認定申請が不要となります（変更認定申請せずに実習を終了し、一度帰国した実習生も、初級試験合格により、第2号技能実習へ移行できます）。

### 計画変更の要件等

次の要件を満たす場合に限り、変更認定の対象とする。

- ・ 職種・作業の追加日までに、既に非移行対象職種・作業に係る認定申請がなされていたこと。  
※当該申請が不認定又は取り下げとなった場合を除く。
- ・ 変更前後の実習実施者が同一であること。
- ・ 変更認定申請が、技能実習計画期間の末日までに行われること。

※ 第2号技能実習を行うためには、変更後の計画に沿って、初級の技能実習評価試験への合格が必要です。ただし、試験実施体制の整備状況により、すぐの受検が困難な場合もあり、一度帰国が必要となることもありますので、可能な限り早めに試験実施機関に確認して下さい。

### 農産物漬物製造作業、リネンサプライ作業、医療・福祉施設給食製造作業に係る経過措置

職種・作業の追加日以降、平成31年4月26日（本措置開始から1ヶ月後）までの間に、非移行対象職種・作業に係る技能実習を終了した又はする場合において、

- ・ 類似の移行対象職種・作業への変更
- ・ 変更前後の実習実施者が同一

であるときは、今後、初級の技能実習評価試験に合格することにより、今般、追加された移行対象職種・作業に係る第2号技能実習に移行することを可能とします。

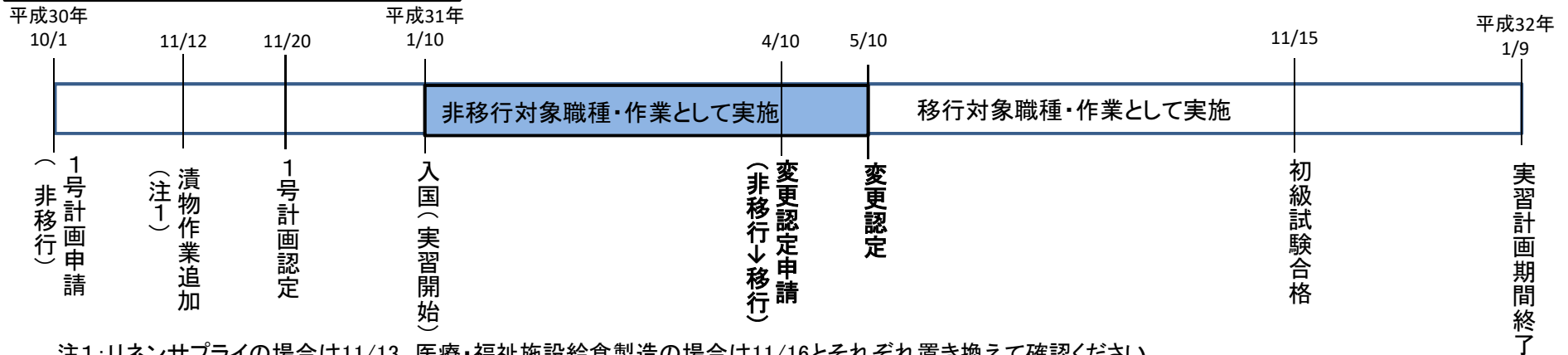
※ 第2号技能実習計画の認定申請時には、

- ① 同一実習実施者において第1号技能実習を実施したことが確認できる書類
  - ② 初級の技能実習評価試験の合格を証する書類の写し
- を提出すること。

# 平成30年11月の職種追加に係る計画変更認定の取扱い(漬物職種・作業の例)

## 本取扱いによる変更認定の扱い

**変更認定必要**



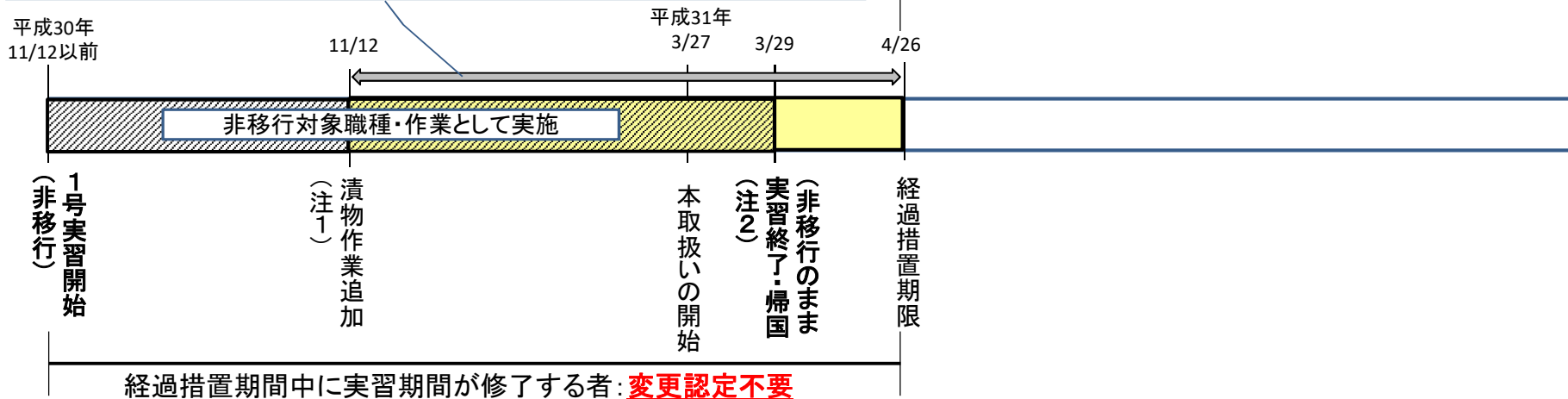
注1: リネンサプライの場合は11/13、医療・福祉施設給食製造の場合は11/16とそれぞれ置き換えて確認ください。

※ 残りの技能実習計画期間が少ない場合であっても、以下「経過措置」に該当する場合を除き、必ず変更認定申請を行ってください。

## 経過措置(経過措置期間内に技能実習を終了した又はする場合)

【経過措置】この間に実習計画期間を終了する場合には、初級の技能実習評価試験を合格すれば、変更認定申請がなくても移行対象職種・作業として2号移行可能

経過措置期間終了後に実習期間が終了する者: **変更認定必要**



注2: 経過措置期間内に技能実習計画を終了する場合であれば、初級の技能実習評価試験合格により、2号移行可能。

※: 経過措置期間内に技能実習を修了し帰国した後、2号実習を行うとして入国する際の手続きについては、外国人技能実習機構へお問い合わせ下さい。